

事 務 連 絡
平成 2 2 年 6 月 1 5 日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室

食品衛生法第 2 6 条第 3 項に基づく検査命令の実施について
(タイ産ミズオジギソウ)

標記については、平成22年6月10日付け食安輸発0610第1号に基づき、登録検査機関の受託体制が整うまでの間は、トリアゾホスに係る自主検査を実施することとしていたところです。

今般、登録検査機関における受託体制が整ったことから、タイ産ミズオジギソウ及びその加工品（簡易な加工に限る。）については、トリアゾホスに係る検査命令を実施するようお願いします。

(参考)平成22年6月14日現在の検査受託可能検査機関

財団法人 新日本検定協会

株式会社 静環検査センター

株式会社 エコプロ・リサーチ

社団法人 愛知県薬剤師会

財団法人 食品分析開発センター SUNATEC

財団法人 鳥根県環境保健公社

株式会社 エクスラン・テクニカル・センター